

戦火に追われる市民と子どもたちへ必要な支援を

ウクライナ市民と子どもたちのための緊急人道支援募金

# ひまわり募金



ロシアの侵略、戦火の中、着のみ着のまま避難しているウクライナの市民、子どもたち。1,000万人を超える周辺諸国へ避難した方々へ、ミルクや食糧、下着や衣類、医薬品、発電機などを届ける人道支援は急務です。

私たち、原水協は広島・長崎の被爆者支援とともに、世界の戦争被害や核実験、核・原発事故の被害者救援に積極的に取り組んできました。ウクライナへも、現地や周辺諸国の平和運動団体、市民のみなさんと協力して救援の行動に立ち上がります。

募金は現地で衣類や医薬品など支援物を購入し、直接ウクライナからの避難民のために役立てさせていただきます。

詳細は裏面をご覧ください。

周辺諸国からも食糧、医薬品などが毎日のように届けられています。唯一の被爆国、平和憲法を持つ日本から核兵器のない平和で公正な世界への声を届け、傷つき恐怖に怯えるウクライナ市民に寄り添うためにも、募金へのご協力をよろしくお願いいたします。

## キャンペーン事務局 (原水爆禁止日本協議会)

東京都文京区湯島 2-4-4 6階  
TEL03-5842-6031  
mail:antiatom55@hotmail.com

02		払込取扱票				通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号						金額	
00110						1780	
加入者名 原水爆禁止日本協議会						料金	
※ <b>ひまわり募金</b> 註:勝手ながら、振り込み受領証を持って、領収書にかえさせていただきます。 但し、領収書が必要な場合は(要)に○を付けてください。(要)						備考	
						備考	
おところ(郵便番号)						日附印	
おなまえ						様	
(電話番号)						日附印	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 第 号)							
これより下部には何も記入しないでください。							

切り取らないでお出ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

### 振替払込請求書兼受領証

00110		9		通常払込 料金加入 者負担	
1780					
加入者名 原水爆禁止日本協議会					
金額					
おなまえ					
ご依頼人					
様					
日附印					
料金					
備考					

この受領証は、大切に保管してください。



## ひまわり募金は 市民による市民への 直接的な人道支援募金です

みなさんにお寄せいただいた「ひまわり募金」は、現地での物資調達、輸送、これに伴う必要経費として全額を活用させていただきます。

現地で調達された物資は、現地の協力者である医師ゲディミナス・リムデイカ氏(リトアニア)と連携し、困窮する避難者の手もとに直接かつ確実に届けます。

医師であるゲディミナス・リムデイカ氏は、1986年チェルノブイリ原発事故発生当時、「チェルノブイリ医療センター」所長の職にあり、被ばくした市民や事後処理にあたった兵士の救援に尽力しました。また、リトアニア国内で原爆展(上写真、左がリムデイカ氏)に取り組み、広島・長崎で行われる原水爆禁止世界大会や3・1ビキニデーにも参加。2016年のリトアニアでのチェルノブイリ30周年国際会議に日本原水協代表が参加し発言した際も、リトアニア政府閣僚・議員との架け橋として大きな役割を果たしています(下写真、中央リムデイカ氏と原水協代表団)。現在もリムデイカ氏はウクライナ近郊で戦争難民の受け入れや、支援物資を届ける人道支援活動を積極的に展開しています。

このひまわり募金は、随時日本原水協ホームページ、機関紙「原水協通信」、  
「ウクライナ救援募金ニュース」等でその活動内容をご紹介し、その用途についてつまびらかにご報告いたします。



### 支援物資の概要

※食料、衣料、医薬品、救急医療などのための必需品を中心に、発電機、緊急救助のための車両など



どのような理由があれ、国際的な紛争は、平和的な手段による解決が国連憲章の基本です。国際ルールを無視した武力攻撃は絶対に許されません。

ましてや、核兵器による威嚇、原発への攻撃など、言語道断です。プーチン大統領とロシア政府に対してただちに軍事攻撃を停止し、ウクライナから撤退することを要求します。

#### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。